

てください。

▼遠隔地保険証

長期出張や旅行、長期入院などで家族と別の保険証が必要なときは、申請により遠隔地保険証が交付されます。保険証、印章をお持ちになり申請してください。

交通事故などで国保を使うときは被害届が必要

交通事故など、第三者から被害を受けて国保を使って治療を受けるときは、「第三者の行いによる被害届」が必要です。交通事故などは、本来は過失

割合などに応じて加害者が治療費を負担するものですが、国保が治療費を一時立て替え、後

国保制度は国保税が支えています

加入者の皆さんが納めた国保税は、国などの補助金と合わせて、病气やけがをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの財源となります。こうした財源が確保されて、初めて加入者が、医療費の負担を心配せず、安心して毎日の生活を過ごすことができるのです。

日、加害者に請求するようになりますので、速やかに被害届を提出してください。

国保税を納めない人がいると、みんなでお金を出し合い、お互いに助け合うことを目的とした国保制度が成り立たなくなります。このため、国保税の滞納者に対しては、短期国民健康保険被

●後期高齢者医療制度 保険料の納め忘れは ありませんか

後期高齢者医療制度は、国民健康保険や介護保険とは別に保険料を納める必要があります。平成20年度の保険料の納め忘れがないかどうか、ご確認ください。また、平成21年度の保険料は、8月上旬にお知らせします。

これまで税金などを口座振替にしていた人も、後期高齢者保険料の口座振替については、新たに申請していただくようになります。

なお、保険料の納付方法は、原則「年金天引き(特別徴収)」ですが、申請により「口座振替」に変更することができます。

☎市役所総合サービス課 (88)9137

保険者証・国民健康保険被保険者資格証明書の交付や保険給付一時差し止めなど、対応が厳しくなっています。

必ず納期限までに納めるようにしましょう。

みんなで支え合う国民年金

国民年金には老後の生活を保障する老齢基礎年金、万が一の事故や病気に備えた障害基礎年金や遺族基礎年金があります。老後に備える老齢基礎年金は20歳から60歳までの40年間

(480月)国民年金保険料を納めた人には、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。なお、平成21年度の老齢基礎年金額は79万2100円(満額)です。

年金受給者の現況届が不要に

年金受給者が引き続き年金を受け取る権利があるかどうかの現況確認は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を使っていきますので、住基ネット上で年金受給者の現況確認がとれたときには、毎年はがきで提出していた現況届が原則として不要となります。

今後提出が必要となる届け

- 次に該当する届けは、引き続き提出が必要です。
- ▼生計維持確認届(加給年金のある人)
- ▼障害年金受給者の定時診断書
- ▼障害基礎年金の所得状況届(20歳前の障害)
- ☎市役所総合サービス課(88)9136

社会保険事務所の 出張年金相談

期日 5月28日(木)と6月25日(木)
時間 午前10時～午後3時
場所 市体育館
お持ちになるもの 基礎年金番号のわかる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書など)
その他 相談者が本人でないときはこのほかに身分証明になるものと委任状が必要です。
なお、今年4月の年金相談から35人定員の予約制です。
☎郡山社会保険事務所 024(932)3917



国保は様々なケースで加入・脱退の手続きが必要となりますので、忘れずに申請しましょう(4月18日・釈迦堂川のふれあいロードのこのほり)

平成21年度第2回市議会臨時会報告

第一中学校柔道部事故 損害賠償請求事件に係る 補正予算などが可決

3月27日に第一中学校柔道部事故に関する損害賠償請求事件の判決があり、検討・協議の結果、控訴しないことを決定したことに伴い、損害賠償金などについての補正予算案などを審議するため、4月22日に臨時議会が開かれました。今月号では、その内容についてお知らせします。

議案については 原案どおり可決

今回の補正予算額は、原告



第一中学校柔道部事故損害賠償請求事件について

本件は、平成15年10月18日に当時中学1年生の女子生徒が、柔道部の練習中の事故により、急性硬膜下血腫による後遺障害が残り、現在も意識が戻らない状況にあるものです。この元女子生徒は、柔道初心者で、受け身の技術を十分習得しておらず、9月にも練習中に頭部を打撲し12日間入院しました。10月4日に病院で再診察を受けた際に、医師から少なくとも年内は試合や試合形式の練習はしないように指導を受けていましたが、10月中旬になり他の部員らと同じ練習をするようになりました。一方、元顧問は、病後の元女子生徒の練習に対し配慮するように指導することも無く、他の部員に対し、元女子生徒が入院していたことも伝えていませんでした。また、事故当日は、準備運動や寝技、立ち技の打ち込みと試合形式の乱取りが行われましたが、元顧問は都合があり当日の練習には立ち会わず、元顧問が一般的な安全配慮を指導したのみで、乱取りなどの練習には立ち会っていませんでした。

このような状況のもとで、元女子生徒は乱取りの練習中に足を痛め、壁際で休んでいたところを元部長が問いただし、その際に意に沿う行動をとらなかったことにいら立った元部長が、元女子生徒に対し払い腰のような技を掛け、相当程度の強さで数回投げた後、元部長が説教などをしていたところ、元女子生徒は意識を失って倒れ、救急搬送されました。開頭血腫除去手術などの治療により一命は取りとめたものの、後遺障害が残ったものです。

その後、元女子生徒の両親は、事故は元部長による暴行が原因で発生したとし、元部長と親権者である母及び管理監督責任のある市・県を相手取って国家賠償法などに基づき、損害賠償請求の訴訟を行ったものです。

市としては、法廷において学校管理下の部活動中の事故であり、安全配慮義務を怠った学校側に責任があることを認めた上で、当初指摘のあった、元部長がことさら元女子生徒を標的にする、いわゆる「いじめ」の有無や、事故を回避するためには、学校だけではなく、医師から直接診断結果を聞かされていた両親にも、部活動への参加を差し控えさせるなどの選択肢も採り得たのではないかなどを主張してきました。

この訴訟については、去る3月27日に、市・県などが連帯して元女子生徒に対し、総額1億5000万円余りを支払えという判決が言い渡されたところであり、市としては、判決で市の主張が一定程度認められたことや一日も早く被害者を救済すべきであることなどを総合的に判断し、判決結果を受け入れ控訴しない決定をしました。今後の対応としては、いまだ意識が戻らない状態にある元女子生徒の一日も早い快復を願うとともに、安全安心な学校づくりのため、引き続き児童生徒の事故防止のための指導に努め、保護者をはじめ市民の皆様の信頼回復に向け更なる努力をしていく考えです。さらに、判決において、事故当時の学校関係者の対応や判断、事故報告書の信用性について厳しく指摘されていることを受け、人事権を持つ関係機関へ処分などについての検討を要請したところです。

なお、求償権の行使については、第三者による審査委員会を設け検討していただく予定です。

に対する損害賠償金1億7851万4000円と事件終結に伴う弁護士費用420万円の合計1億8271万4000円であり、これにより平成21年度一般会計予算総額は、258億9671万4000円となりました。

また、今回の臨時議会には、地方税法の改正や地方交付税額の確定などにより3月市議会定例会閉会后に専決処分を行った、須賀川市税条例等の一部を改正する条例、須賀川市都市計画税条例の一部を改正する条例と平成20年度須賀川市一般会計補正予算(第8号)の承認を求める議案、総務省令の改正に伴う須賀川市税特別措置条例の一部を改正する条例に係る議案も合わせて提出し、いずれも原案どおり可決されました。

市役所総務課